第４章　柏市火災予防条例

第１節　火を使用する設備の基準

第１　炉及び共通事項

条例第3条は，火を使用する設備及びその使用に際し，火災の発生するおそれのある設備（以下「火気設備」という。）のうち炉について規制したものである。なお，設備とは，使用形態上容易に移動できないものをいう。条例第3条の2から第9条の2までに規定されている火気設備の位置，構造及び管理については，本条が準用されており基本となる。

１　火災予防上安全な距離

条例第３条第１項第１号及び条例第18条第１項第１号に規定する「火災予防上安全な距離」とは，条例別表第３に掲げる距離又は対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第１号）により得られる距離によること。ただし，第三者検査機関が実施している防火性能評定等によって離隔距離が確認されたものについては，対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第１号）に適合しているものとし，離隔距離の表示板に表示してある離隔距離に従って設置することができる(第1-1-1図参照)。

防火性能評定の表示（例）

①気体燃料を使用するもの

青色

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離（cm）			
上方	側方	前方	後方
一般財団法人　日本ガス機器検査協会			

ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離（cm）				
本体周囲	上方	側方	前方	後方
本体上方周囲	上方	側方	前方	後方
一般財団法人　日本ガス機器検査協会				

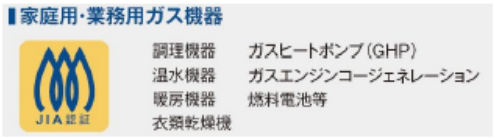

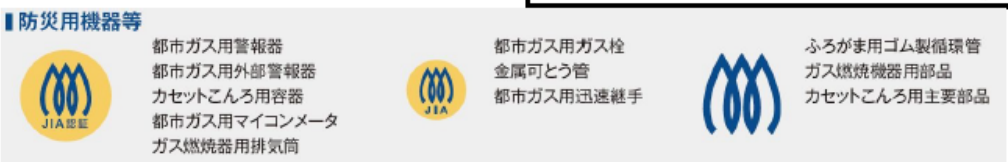

第1-1-1図

2　条例第3条第1項第3号に規定する「可燃性のガス又は蒸気」とは，都市ガス，プロパンガス，水素ガス，ガソリン蒸気等のガス又は蒸気であって，その濃度が，燃焼範囲の下限の濃度に近いか，又はそれ以上であるガス又は蒸気をいう。

3　条例第3条第1項第4号に規定する「階段，避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと」とは次によること。

(1) 避難のための通路が確保されており，障害物がないこと。

(2) 燃焼機器が災害の発生源とならないよう，安全性に十分配慮されたものであること。

(3) 避難者に危険又は恐怖を感じさせないよう，炎又は煙が見えないよう設置すること。

(4) 階段，避難口の施設から水平距離5m以内には設置しないこと。ただし，共同住宅等に設置する対象火気設備等は，屋外階段の周囲2mを避けた位置に設置することができる（PS扉内設置は除く。）（第1-1-2及び1-1-3図参照）。

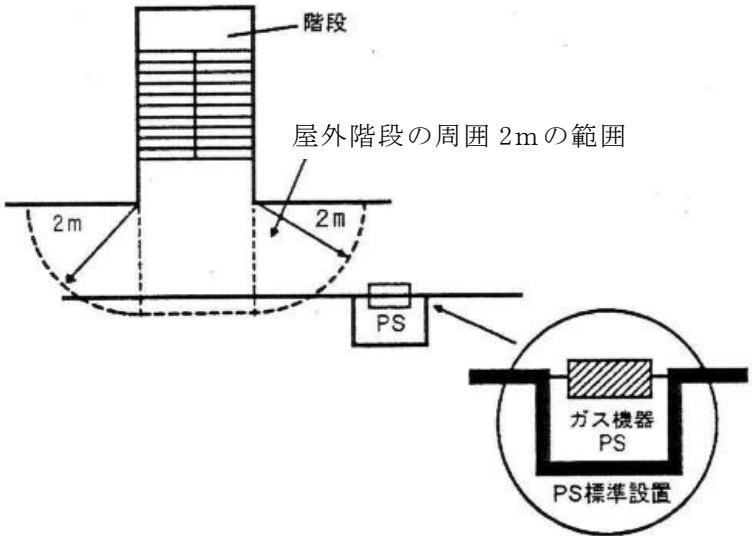

第1-1-2図

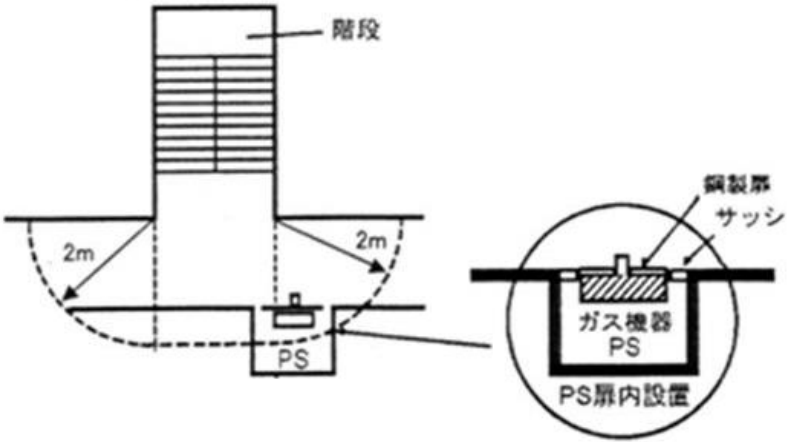

第1-1-3図

4　条例第3条第1項第5号の規制については，建築基準法施行令第20条の3及び「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」（昭和45年建設省告示第1826号）等に定められており，これらの規定を満足していれば，この号の規定は適合しているものとして取り扱うこと。

5　条例第3条第1項第6号ただし書きで規定する「防火上有効な措置」とは，底面通気を図る等により，火気設備を設置した床又は台の表面温度が，摂氏80度を超えない措置である。

6　条例第3条第1項第7号に規定する「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは，火気設備の本体部分（取付枠，支持台及び一体となっている付属設備を含む。）の構造すべてを指すものである。ただし，操作上のつまみ，レバー，絶縁材料等で，炭化，着火等のおそれの無い部分にあっては不燃材料でなくてもよい。

7　条例第3条第1項第12号に規定する「安全に誘導する装置」とは，周囲に溝を掘るか又は誘導する囲いを設ける等の措置をいう。その容量は，炉外に流出するおそれのある溶融物の全量を収容できる容量以上とし，予想される流出状況に応じて適当な数のためます等を設けること。

8　風道については，次によること。

(1) 条例第3条第1項第14号アに規定する「風道の炉に近接する部分」とは，炉体の接続部分から，風道の長さが2m以内の範囲で，できる限り炉に近い部分をいう。

(2) 条例第3条第1項第14号ウに規定する「じんあいの混入を防止する構造」とは，給気口の向きを考慮するか又は金網を張る等の措置をいう。

　なお，この場合の金網の網目の大きさとしては，5メッシュより細めの網が適当であること。

9　条例第3条第1項第15号に規定する「防火上有効な底面通気」を図るための床との間隔は，取灰入れの材質，大きさ，取灰の種類等により一律に決めにくいが，金属製の取灰入れの場合は，少なくとも5cm程度は必要であること。

10　液体燃料を使用する炉の付属設備は，次によること。

(1) 条例第3条第1項第17号アに規定する「使用中燃料が漏れ，あふれ，又は飛散しない構造」とは，地震その他の振動による燃料液面の揺動があっても，通気口や通気管から燃料が流出したりすることのない構造をいう。

(2) 条例第3条第1項第17号イに規定する「地震等により容易に転倒し，又は落下しないよう設ける」とは，燃料タンクを床，壁等に固定することをいう。

(3) 条例第3条第1項第17号ウただし書きに規定する「油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク」とは，燃料タンクをモルタル等で十分に被覆することにより構造的に措置する場合と，炉の下方，側方等で熱の放射をほとんど受けない状態により，位置的に措置される場合がある。

(4) 条例第3条第1項第17号オに規定する「不燃材料で造った床」には，土間を含めて差し支えないこと。

(5) 条例第3条第1項第17号セに規定する構造及び措置の基準は，次によること。

ア　「直火で予熱しない構造」とは，赤熱体又は炎で直接燃料を加熱する方式を避け，ステンレス管，鋼管又は鉄管等の密閉管に電熱，蒸気等の熱源を収納して加熱する等の構造である。

イ　「過度の予熱を防止する措置」とは，自動温度調整装置及び過熱防止装置を設けたものである。

11　液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置は，次によること。

(1) 条例第3条第1項第18号の2柱書きに規定する「必要に応じ」とは，炉の形態や燃焼方式等によっては，必ずしもこれらの安全装置を設ける必要がないものもあるため，個々の設備に応じた安全装置を設けるべきことをいう。

なお，安全装置が設けられていない設備にあっても，（財）日本燃焼器具検査協会，（財）日本ガス機器検査協会，（財）日本電気用品試験所又は（財）機械電子検査検定協会の検査合格品については，これらの安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するとみなして差し支えない。

(2) 条例第3条第1項第18号の2アに規定する「炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置」とは，点火時，再点火時の不点火，立ち消え等によるトラブルを未然に防止する装置又はシステムで，JIS S 2091 家庭用燃焼機器用語に示す「点火安全装置」又は「立消え安全装置」を指すものであり，具体的には次に示す「点火安全装置」又は「立消え安全装置」と同等以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであることが必要である。

ア　「点火安全装置」とは，液体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので，JIS S 3030石油燃焼機器の構造通則に示すとおり，バルブの開閉操作，送風機の運転及び電気点火操作の順序に係わらず，点火装置の通電前に燃料の流出がなく，安全に点火できる構造のものであるか，又は通電前に燃料流出があるものについては，自動的に，かつ，安全に点火できる構造のものであること。

イ　「立消え安全装置」とは，気体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので，JIS S 2092家庭用ガス燃焼機器の構造通則に示すとおり，パイロットバーナーなどが点火しない場合及び立消え，吹消えなどによって燃焼しない場合に，バーナーへのガス通路を自動的に閉ざし，また，炎検出部が損傷した場合には，自動的にバーナーへのガス通路を閉ざすものであり，さらに，検出部は，パイロットバーナーなどとの関係位置が通常の使用状態で変化することのないように保持されている構造のものであること。

ウ　JISの適用設備以外の設備に設ける点火安全装置及び立消え安全装置についても，前記のものと同等以上の安全性を確保できる構造のものであること。

(3) 条例第3条第1項第18号の2イに規定する「点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置」とは，未燃ガスが炉内に滞留した場合，再点火の際に爆発等の事故をひき起こすおそれがあるため，点火前及び消火後に炉内に滞留している未燃ガスを炉外に排出させ，事故を未然に防止する装置で，JIS S 2091に示す「プレパージ」及び「ポストパージ」を指すものである。

また，JISの適用設備以外の設備に設ける場合においても，前記と同様な機能を有する装置でなければならない。

(4) 条例第3条第1項第18号の2ウに規定する「温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置」とは，燃焼機器本体又は周辺の壁・床等の温度が，規定温度以上の温度になることを防止する装置又はシステムで，JIS S 2091に示す「過熱防止装置」を指すものであり，具体的には，次に示すものと同等以上の防火安全性を有する構造のものであることが必要である。

ア　液体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は，JIS S3030に示すとおり，規定温度以上に温度が上昇したとき自動的に燃

焼を停止し，自動的に復帰しない構造のものであること。また，パイロット燃焼となるものにあっては，燃焼を継続してもよいが危険な状態になってはならないものであること。

イ　気体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は，JIS S2092に示すとおり，機器本体又は機器周辺が過熱する以前に自動的にバーナーへのガス通路を閉ざし，また，温度が平常に戻っても自動的にバーナーへのガス通路が再開しない構造のものであること。

ウ　電気を熱源とする設備に設ける過熱防止装置及びJISの適用設備以外の設備に設ける過熱防止装置についても，規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し，自動的に復帰しない構造のものであること。

(5) 条例第3条第1項第18号の2エに規定する「停電時において自動的に燃焼を停止できる装置」とは，燃焼中停電した場合及び再通電した場合のトラブルを未然に防止する装置又はシステムで，JIS S 2091に示す「停電安全装置」を指すものであり，具体的には，次に示すものと同等以上の防火安全性を有する構造のものであることが必要である。

ア　液体燃料を使用する火気使用設備の停電安全装置は，JIS S 3030に示すとおり，使用中停電した場合，燃焼を停止し，停電時間の長短に係わらず，再通電した場合でも危険がない構造のものであること。ただし，停電時の危険を防止できる構造のものは，燃焼を停止しなくてもよいものである。

イ　JISの適用設備以外の設備に設ける停電安全装置についても，前記のものと同等以上の安全性を確保できる構造のものであること。

12　条例第3条第1項第18の3号に規定する「パイプシャフト，ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」以外の場所は次によることができる(第1-1-4及び1-1-5図参照)。

(1) パイプシャフト等が，直接外気（開放廊下等を含む。）に面していること。

(2) パイプシャフト等の前面の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

なお，有効な換気口とは，パイプシャフト等の前面に設けられた扉等の上部及び下部にそれぞれ100cm²以上の開口面積を確保すること。

(3) 扉は，板厚0.8mm以上の鋼製とすること。

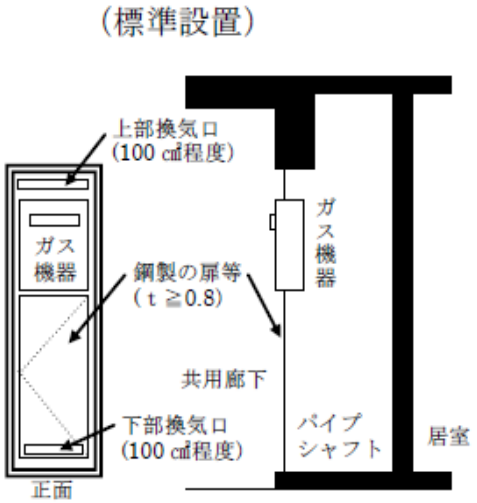

第1-1-4図

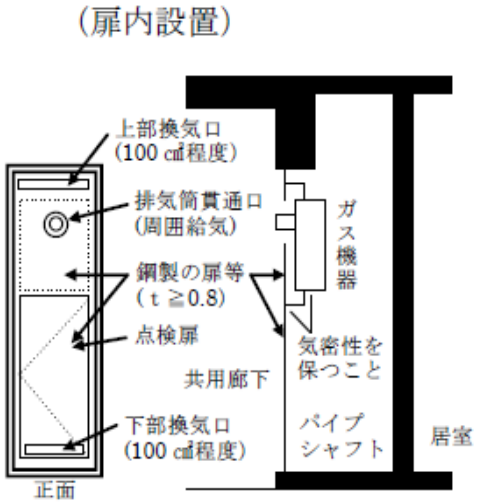

第1-1-5図

13　条例第3条第1項第18の3号に規定する「防爆工事等の安全措置」とは，次によること。

(1) 金属工事の場合

ア　金属管相互，金属管とボックス等との接続は，五山以上のねじ接続，その他これと同等以上の方法により，堅ろうに接続すること。

イ　隠ぺい場所内で点線を接続する場合は，安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし，金属性接続箱を使用し，接続箱内を充てん剤で充てんした場合は，これによらないことができる。

(2) ケーブル工事の場合

隠ぺい場所内でケーブルを接続する場合は，安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け通線部分は，防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理すること。ただし，次により施工する場合は，これによらないことができる。

ア　金属製接続箱を使用し，接続箱内を充てんした場合

イ　ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合

14　開放廊下等の条件

(1) 前12(1)に規定する開放廊下等とは，左右に風が吹き抜けることが必要で，対象火気設備等の設置場所を中心にして，左右両側に開口部があること(第1-1-6図参照)。

なお，ここでいう開口部とは，常時開放されたものをいい，窓等閉鎖できるものは、含まないこと。

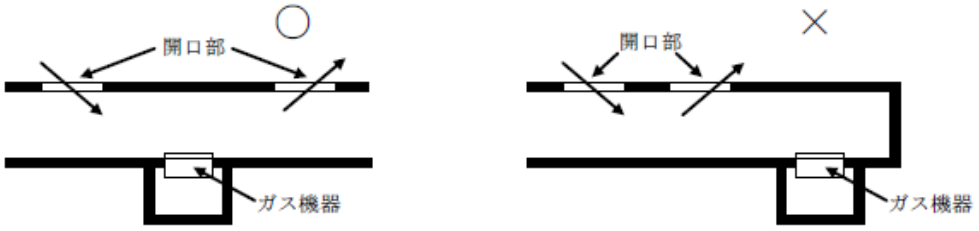

第1-1-6図

(2) 開口部は，対象火気設備等の排気吹出し口中心より左右に，それぞれ廊下幅(W≧1.2m)の5倍(5W)の範囲内(ただし，その値が10mを超える場合には10mとする。)にあるもののみを有効な開口部とみなすこと。ただし，設計計画上どうしても避けられない場合にあっては，有効面積の合計を確保することにより1つにまとめることができる(第1-1-7及び1-1-8図参照)。

なお，横幅及び有効面積は，(4)を参照すること。

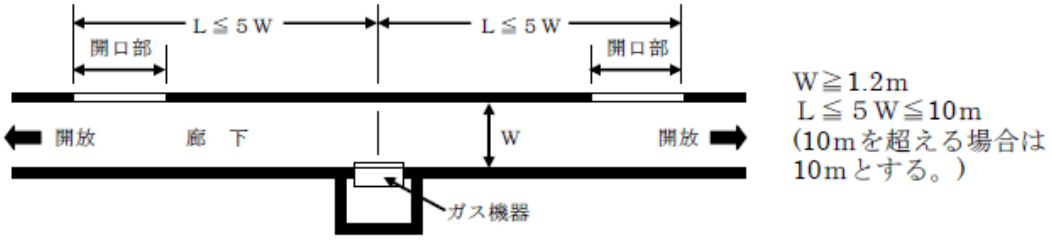

第1-1-7図

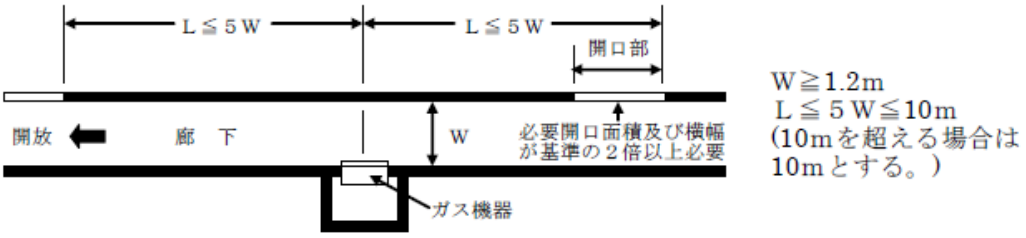

第1-1-8図

(3) 袋小路への設置

対象火気設備等のガス消費量が23キロワット以下のもので，対象火気設備等の給排気口の中心が開口部から，3m以内にある場合は，廊下等の片側が閉そくされていてもよい。袋小路の上方の燃焼排ガスの滞留する部分（住戸に面する部分）には開口部がないこと(第1-1-9図参照)。ただし，やむを得ず開口部を設ける場合は，有効な逆流防止措置等を講ずること。

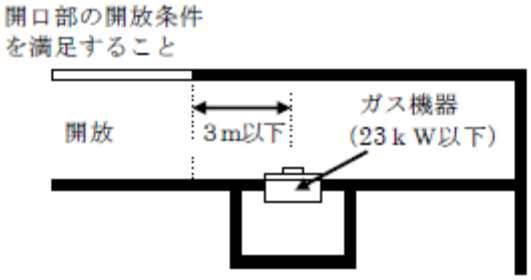

第1-1-9図

(4) 一の開口部の横幅及び有効面積は次のとおりとする。

ア　強制排気の対象火気設備等（排気吹き出し方向が下向きのものを除く。）の場合は，ガス機器等ガス消費量1.2キロワット当たり横幅30mm以上で，有効面積は0.045㎡以上であること。

イ　ア以外の場合は，ガス機器等のガス消費量1.2キロワット当たり横幅60mm以上で，有効面積0.09㎡以上であること。

15　電気を熱源とする炉については，次によること。

(1) 条例第3条第1項第19号アに規定する「電線の耐熱性を有するもの」とは，石綿等不燃材料で被覆したものに限らず，一般に用いられている裸電線であっても炉から受ける熱に耐える場合は，差し支えない。また，「接続器具の耐熱性を有するもの」とは，陶磁器製等のものをいう。

(2) 条例第3条第1項第19号アに規定する「短絡を生じない措置」とは，電線を碍管に納めること，電線管の距離をとるとともに電線の支持点の間隔を狭くしてたるみのないようにすること等がある。

(3) 条例第3条第1項第19号イに規定する「温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置」とは，前11(4)の過熱防止装置と同等のものである。

16　条例第3条第3項に規定する「入力」とは，その設備の最大燃焼時の液体燃料，気体燃料又は固体燃料の消費量を熱量に換算したものである。

熱量の換算は第1-1-1表により換算すること。

燃料種別 ＼ 発熱量			kw/kg	kw/Nm³
液体燃料	灯　　油		12.7	
	軽　　油		12.2	
	重　　油		11.6	
気体燃料	都市ガス	(13A使用)		12.7
	プロパンガス		13.9	28.2
	プロパンエア13A 武陽ガスの一部地域			17.4
	ブタンガス		13.7	37.2
固定燃料	薪		5.2	
	木　　炭		9.3	
	石　　炭		8.7	

※各燃料は，本来発熱量に幅があるものであり，この表の数値は，代表的なものである。

第1-1-1表

17　条例第3条第3項に規定する「窓及び出入口等に防火戸を設けた室内に設けること」とは，窓及び出入口等の開口部に，常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ，かつ，自動的に閉鎖する防火設備を設けることであり，使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては，火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に自動的に閉鎖する構造のものを設けること。

18　条例第3条第3項に規定する「有効な空間」とは，次によること。

(1) 屋内に設置された炉等の周囲にあっては5m以上，上方にあっては10m以上とすること。

(2) 屋外又は主要構造部分を不燃材料とした建築物の屋上に設置する炉等の周囲にあっては3m以上，上方にあっては5m以上とすること。

19　条例第3条第3項の規定の適用については，原則として各炉単体の入力について判定するものであるが，同一場所に2以上の設備を相互の距離5m以内（屋外においては3m以内）に近接して設置する場合にあっては，各設備の入力の合計により，不燃区画室に設置するか又は前18の措置をとるよう指導すること。（第1-1-10図参照）

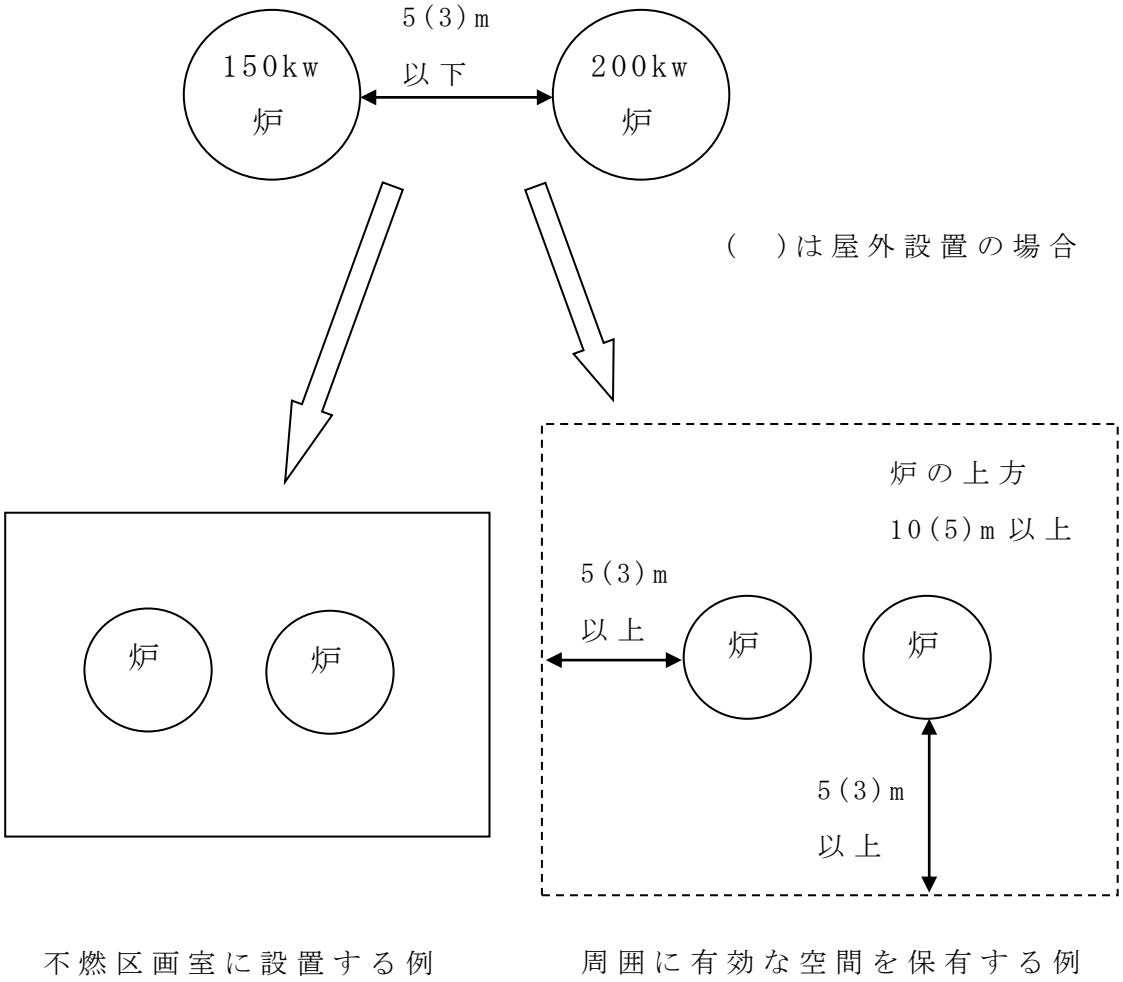

第1-1-10図

第２　ふろがま

風呂釜の構造としては，主として浴そう水を加熱するための熱交換器（かま本体）とバーナーからなっており，かまの区別による種類は，次のとおりであること。

１　条例別表第3に規定する「内がま」とは，熱交換方式のものでふろがま本体が浴槽内にあるものをいう。

２　条例別表第3に規定する「外がま」とは，循環方式のもので，ふろがま本体が浴槽外にあり，循環パイプで浴槽と接続しているものをいう。外がま形には熱対流による自然循環式とポンプを備えた強制循環式がある。

３　条例第3条の2第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第３　温風暖房機

条例第3条の3に規定する温風暖房機とは，燃焼室又は発熱体を有し，暖

房を主目的とし温風を発生させるもので，燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備をいう。

1　条例第3条の3第1項第2号の建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から保たなければならない風道の距離は，風道の種別，風道の径及び風道の周囲の区分に応じ，次式により求めた数値以上とすること。（第1-3-1図及び第1-3-1表参照）

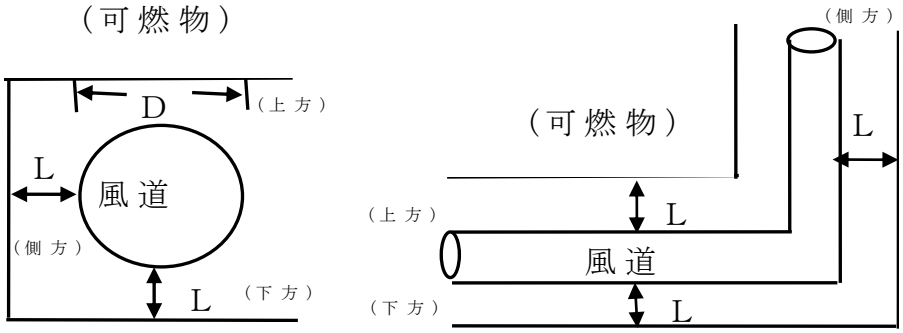

第1-3-1図

※　L＝D×a
　L：可燃物から保たなければならない距離
　D：風道の径（円形以外の風道にあっては，長辺の長さをいう。）
　a：常数で第1-2-1表に示す数値

（aの数値）

風道の種別＼風道の周囲の区分	上方	側方	下方
温風暖房機に付属する風道	0.70	0.55	0.45

第1-3-1表

2　条例第3条の3第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第４　ちゅう房設備

条例第3条の4は，気体燃料，液体燃料，固体燃料又は電気を熱源とする調理を目的として使用するレンジ，フライヤー，オーブン等の火気設備と排気ダクト，天がい等の付属設備について規定したものである。

1　条例第3条の4第1項第1号アに規定する「耐食性及び強度を有する不燃材料」とは，排気ダクト等の材質については，ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし，板厚については，当該ちゅう房設備の入力（同一ちゅう房室内に複数のちゅう房設備を設ける場合には，各ちゅう房設備の入力の合計。以下同じ。）が21キロワットを超えるちゅう房設備に付属する排気ダクト等にあっては，第1-4-1表及び第1-4-2表，21キロワット以下のちゅう房設備に付属する排気ダクト等にあっ

ては，第1-4-3表及び第1-4-4表のとおりとする。
　また，同号アのただし書きに規定する「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは，当該ちゅう房設備の入力が21キロワット以下であって，かつ，当該ちゅう房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり，この場合には，天がいとして上記の基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができる。なお，一般の家庭において通常行われている程度の使用については，これに該当するものとして差し支えない。

天がいの板厚（入力が21キロワットを超える）

天がいの長辺（単位㎜）	板厚（単位㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

第1-4-1表

排気ダクトの板厚（入力が21キロワットを超える）

ダクトの長辺（単位㎜）	板厚（単位㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

第1-4-2表

天がいの板厚（入力が21キロワット以下）

天がいの長辺（単位㎜）	板厚（単位㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

第1-4-3表

排気ダクトの板厚（入力が21キロワット以下）

ダクトの長辺（単位㎜）	板厚（単位 ㎜）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え　450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上

1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

第1-4-4表

2　条例第3条の4第1項第1号イに規定する「フランジ接続，溶接等」には，排気ダクトを差込み，リベットで止めてさらに耐熱テープで巻くものも含むものである。

3　排気ダクト等の材質については，ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の性能及び強度を有する不燃材料，排気ダクト等にロックウール若しくはこれらと同等以上の不燃材料で，厚さ50㎜以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には，当該部分と建築物等の可燃性の部分又は可燃性の物品との間の距離を10㎝未満とすることができる(第1-4-1図および第1-4-2図参照)。

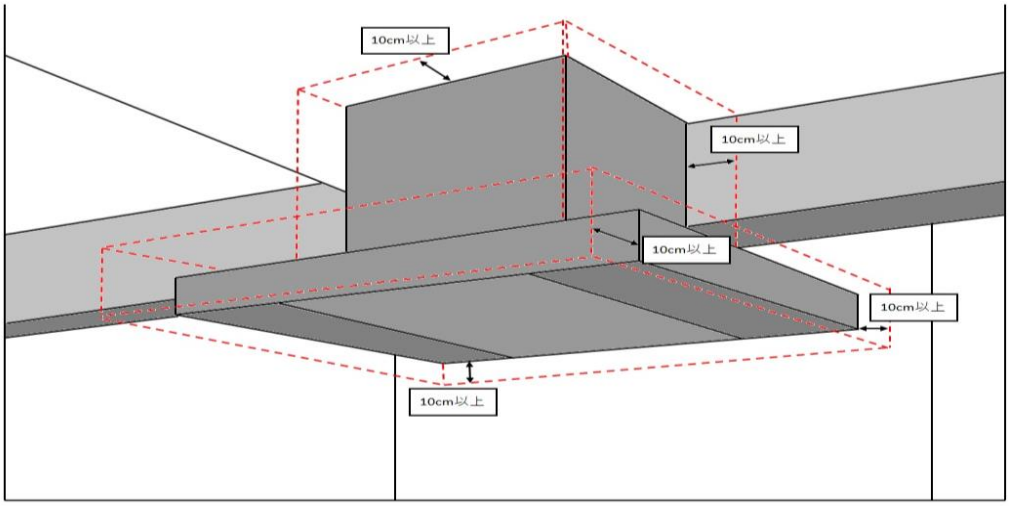

第1-4-1図　10センチメートル以上の距離を保つ範囲の例

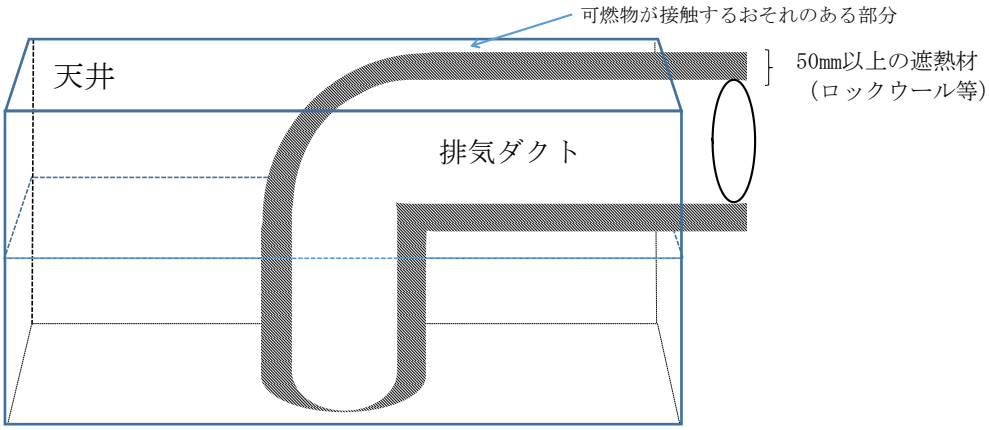

第1-4-2図　不燃材料で被覆した場合の例

4　条例第3条の4第1項第1号エに規定する「十分に排気を行うことができるもの」とは，「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」（昭和45年建設省告示第1826号）に適合する排気能力を有するものをいう。

5　条例第3条の4第1項第1号オに規定する「他の用途のダクト等」とは，一般空調用のダクト，給湯湯沸設備等の煙突等を指すものである。ただし，給湯湯沸設備等の煙突のうち，建築基準法施行令第20条の3第2項第1号イ.(5)ただし書きに該当するものにあっては，火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り，ちゅう房設備に付属する排気ダクトとの接続を認めて差し支えないもの。

6　条例第3条の4第1項第2号柱書きに規定する「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのあるちゅう房設備」とは，天ぷら，炒めものその他排気ダクトにおける火災の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用するちゅう房設備をいう。

7　条例第3条の4第1項第2号アに規定する「排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは，天がいが建築物外部に面する壁に接して設けられており，この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

8　条例第3条の4第1項第2号イに規定する「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは，ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいう。

　また，「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは，前１と同様であり，このような場合には，前記の構造によらない金属製のグリスフィルターとすることができるものである。

9　条例第3条の4第1項第2号ウに規定する「火炎伝送防止装置」とは，防火ダンパー又は自動消火装置を指すものである。

10　条例第３条の４第１項第２号ウに規定する「排気ダクトの長さ若しくは当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは，次によること。

(1)「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは，ちゅう房設備から5m以内にファン停止用スイッチを設け，かつ，その旨の表示が行われている場合であって，次のア又はイに該当するものをいうものであり，この条件を満たす場合には，火炎伝送防止装置を設置しないことができるものであること。この場合のスイッチの表示については，明確に判断できるものとし，特にその形式は問わないものであること(第1-4-3図参照)。

ア　ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトで，ちゅう房室内に露出して設置されているもの

イ　耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダクトで，ちゅう房室内に露出して設置されているもの

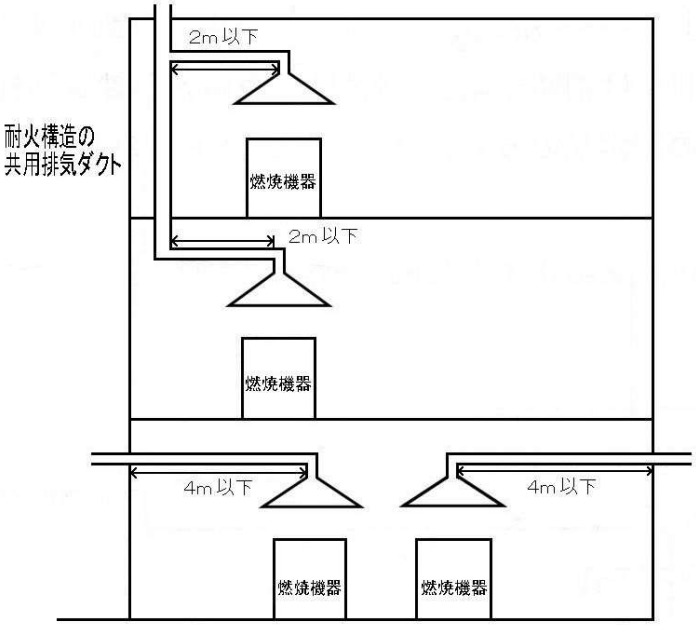

第 1-4-3 図

(2) 「当該ちゅう房設備の入力から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは，当該ちゅう房設備の入力が21キロワット以下であって，かつ，当該ちゅう房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり，共同住宅等で使用されているちゅう房設備をいうものであること。

11 条例第3条の4第1項第2号ウに規定する「火炎伝送防止装置」として防火ダンパーを設ける場合は，次によること。

(1) 火災等により温度が上昇した場合において，自動的に閉鎖する構造とすること。この場合，自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し，誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきであること。

(2) 防火ダンパーは，厚さ1.5㎜以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。

(3) 閉鎖した場合に，防火上支障のあるすき間が生じないものであること。

12 条例第3条の4第1項第2号エに規定する「自動消火装置」の性能及び設置基準については，「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について（平成5年12月10日消防予第331号）」によること。

13 条例第3条の4第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

なお，準用することとなる第3条第1項第1号に規定する「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合」で，気体燃料を使用する対象火気設備等又は対象火気器具等からの不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の例は第1-4-4図のとおり。

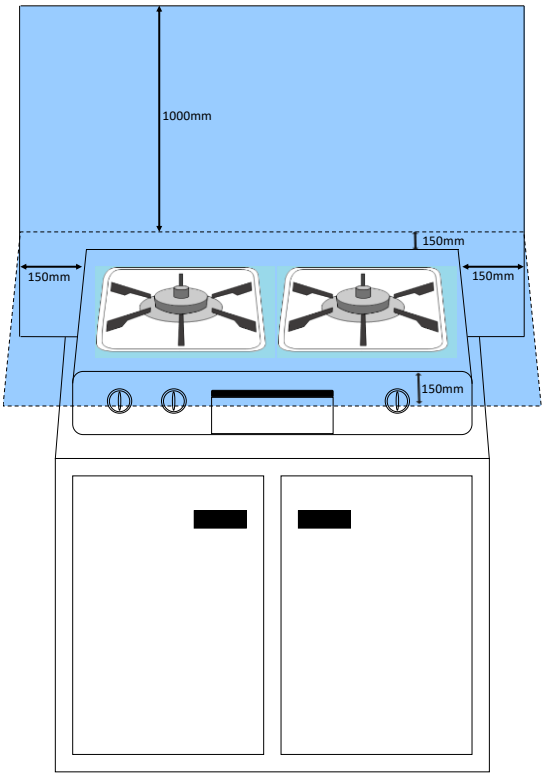

※　電気を熱源としたものの場合は後方 20 ㎜以上とする。
　なお，レンジが固定されていない場合は，台縁からの距離とする。

不燃材料使用範囲
（防火構造と同等以上）

第 1-4-4 図　対象火気設備等又は対象火気器具等から
不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の例

第５　ボイラー

条例第4条は，文理上は全ての種類及び大きさのボイラーを規制の対象とするが，労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）によって規制を受けるもの（通称「労基ボイラー」）については，同規制との関係から，本条による規定は適用されない結果となることに注意すべきである。したがって，本条の適用となるのは小型ボイラー及び簡易ボイラーである。

１　条例第4条第1項第1号に規定する「遮熱材料」とは，使用される熱媒の蒸気の温度に耐えうる材料をいう。また，「有効に被覆する」とは，遮熱材料の耐熱性及び遮熱性と蒸気温度とを勘案して，遮熱効果が防火上有効であるように被覆することをいう。

２　条例第4条第1項第2号に規定する「安全装置」とは，熱媒又はその蒸気が異常に温度上昇し，又は圧力上昇を起こした場合，熱媒又はその蒸気を放出する装置である。一般には，一定圧力に達すると作動する安全弁又は破壊板を設けているもの等がある。安全装置を設ける位置については，安全装置の作動によって，ボイラー及び付近の従業者に災害を与えない場所及び方向を選んで決定すべきものであり，安全な場所に導くように設けること。

　なお，安全装置の構造については，労働安全衛生法に基づく安全装置に関する規格を参考とし，ボイラーの種類，大きさに応じて適当に考慮すべきであること。

３　条例第4条第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第６　ストーブ

条例第5条は，煙突若しくは排気筒が接続し又は壁や天井等に固定して使用するストーブについて規定したものであり，移動式ストーブについては，条例第18条から第21条までの火を使用する器具の規定の適用を受けるものである。

１　条例第5条第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

なお，準用することとなる条例第3条第1項第6号の台の規制については，ブリキ，石綿板等で台を被覆し，かつ，ストーブとの間に有効な底面通気の距離を保つときは，可燃性の部分があっても，同号に適合するものとして運用すること。この場合，台上に落ちた落火，灰等を直ちに取り除く等条例第3条第2項第1号の規定を特に遵守する必要があること。また，条例第3条第1項第9号についても，異常にストーブが赤熱しない場合は，ストーブ本来の目的からみて過度に温度が上昇しないものとして取り扱うこと。

第７　壁付暖炉

条例第6条は，建築物と一体をなす壁付暖炉に対して規制したものであり，単に装飾の目的で造られるもの又は移動式のストーブを入れて使用するもの等，特に煙突を設けることを必要としない模造的なものは，本条の対象とはならない。

１　条例第6条第1項第2号の規定は，壁付暖炉の耐火性についてその構造を規定し，目地の緩みその他の亀裂等を発見しやすいように，背面の点検ができる構造とすることとしているが，第1項第1号ただし書きの規定により間隔を保つことを要しない場合には，特に背面の状況を点検できる構造とすることを要しないものとして取り扱うことができる。

２　条例第6条第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第８　乾燥設備

条例第7条は，労働安全衛生規則第2編第4章第5節の乾燥室の規制対象とならない場所に設けられる乾燥設備の位置，構造及び管理の基準について規定したものである。

１　条例第7条第1項第1号の規定は，乾燥物品が乾燥するための熱源（蒸気管，熱媒管，電気による発熱体，裸火等）に接触することにより発火することを防止するための規定であるため，全く接触するおそれのない場合まで特に被覆又は遮へいする必要がないこと。

なお，スチームパイプのように比較的低温で安全であると考えられているものであっても，繊維，綿等に接触すると発火する危険性があるので，乾燥物品が熱源のパイプに接触しないように，金網又は鉄板等で遮へい又は囲いをしなければならない。

２　条例第7条第1項第2号の規定の対象となる設備は，突発的に過度に温度が上昇するおそれのあるものであるから，「非常警報装置」は，自動式（サーモスタットその他温度測定装置により連動する警報装置）とし，常時人のいる場所で明瞭に聞こえるよう設置することが必要である。

また，「熱源の自動停止装置」とは，一般には自動的に燃料の供給，蒸気等の供給を絶つこと等によって燃焼を停止させ，電気を熱源とするものについては，電源を切る等の装置である。例として，液体若しくは気体の

燃料又は熱媒の自動停止装置には，一定温度で溶ける金属等を用いてコックを閉じる方法があり，電気を熱源とする場合はサーモスタットで電路を絶つ方法等がある。

3　条例第7条第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第９　サウナ設備

条例第7条の2は，電気，ガス等を熱源とし，高温低湿の空気を作る設備にかかる位置，構造及び管理の基準について規定したものである。サウナは，蒸気で身体を蒸す特殊浴場とは違って，室全体が熱気室となっているもので，サウナ室内の使用温度は摂氏90度から120度，湿度は5パーセントから15パーセント程度となっている。

1　条例第7条の2第1項第2号は，電気またはガス等の熱源の供給を，万一温度が異常に上昇した場合に遮断することができる装置について規定したもので，炎検出装置と遮断弁を合わせたものや過熱防止装置等がこれらに該当する。

2　条例第7条の2第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第10　簡易湯沸設備

条例第8条は，瞬間ガス湯沸器と称せられるものを主とするガス湯沸設備についての規定であり，本条の湯沸設備とは，貯湯部が大気に開放されており，大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいう。

なお，簡易湯沸設備と給湯湯沸設備との区分は，入力が12キロワット以下の湯沸設備を簡易湯沸設備とし，入力が12キロワットを超える湯沸設備を給湯湯沸設備と区分する。

1　準用することとなる条例第3条第1項第18号の規制については，内部の燃焼状況が見えるようにすることは必要であるが，配管については，熱の伝導その他による火災危険のおそれのない場合においては，必ずしも金属管によることを要しないものとして取り扱うことができる。

第11　給湯湯沸設備

条例第8条の2は，入力が12キロワットを超える湯沸設備のうち，貯湯部が大気に開放されており，大気圧以上の圧力がかからない構造の湯沸設備について規定したものであり，構造及び種類については，簡易湯沸設備とほぼ同じであること。

なお，本条に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第12　堀ごたつ及びいろり

条例第9条に規定する「掘りごたつ」には，「切りごたつ」と称するものを含むが，「置ごたつ」は，移動的なものであるから，器具として，条例第18条から第22条（条例第19条第1項第2号においては，置ごたつとしての規制あり。）で規制される。

1　条例第9条第1項に規定する「火床」とは，通常，灰及び炭火を入れるための部分をいう。本項に規定する「不燃材料」は，金属を含むが不燃材料の材質に応じ，熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とするよう配慮する必要がある。

2　条例第9条第2項の規定より準用することとなる条例第3条第2項第4号の規制については，炭用の掘りごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが，こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。

第13　ヒートポンプ冷暖房機

条例第9条の2のヒートポンプ冷暖房機とは，液体燃料又は気体燃料を使用する内燃機関により，冷媒用コンプレッサーを駆動し，冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備をいう。

1　条例第9条の2第1項第2号に規定する「防振のための措置」とは，内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか，又はスプリング，ゴム，砂又はコルク等により振動を吸収する構造とすること。
2　条例第9条の2第1項第3号に規定する「排気筒」とは，内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいい，「防火上有効な構造」とは，排気筒の遮熱材を不燃材料にすることの他に，排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないようにすること。
3　条例第9条の2第2項に規定する準用規定は，第1炉及び共通事項を準用すること。

第14　火花を生ずる設備

条例第10条は，火花を発生し，かつ，可燃性の蒸気または微粉を放出する設備について規制したものである。

「ゴムスプレッダー」は，主として布等にゴムを引く設備，「起毛機」は，生地を毛ばだてる設備，「反毛機」は，原毛，ぼろ等をたたいて綿にほぐす設備である。

1　条例第10条第1項第2号に規定する「静電気を有効に除去する措置」とは，設備から発生する静電気を過度に蓄積させない措置をいう。

具体的な措置としては，室内の湿度を調整（おおむね相対湿度６５％以上）して静電気の蓄積を抑制する方法，高電圧によるコロナ放電所電気灯を利用して室内の空気をイオン化し，静電気の発生を抑制する方法，設置工事を施す方法等があるが，実際には各々の方法を組み合わせて静電気の過度の蓄積による火花放電を避けるものである。
2　条例第10条第1項第3号に規定する「有効に除去する換気装置」とは，発生する可燃性のガス等の濃度が爆発下限界の30％以上とならないような換気能力を有するものである。また，可燃性の微粉については，粉じん爆発のおそれがないように換気能力を設定すること。この場合の換気能力については，強制換気装置に限らず，外気に面する換気上有効な開口部を含むものであること。

第15　放電加工機

条例第10条の2の放電加工機とは，危険物に該当する加工液中において工具電極と加工対象物との間に放電をさせ，加工する機械をいい，用いられる工具電極の形態により，形彫り放電加工機及びワイヤ放電加工機に区分される。

加工液は，放電加工における加工部の冷却及び加工屑の排出のために使用される液体であり，成分は油系のものと水系のものに大きく区分されるが，水系の加工液を用いる放電加工機は，本条の規制の対象とはならない。

1　条例第10条の2第1項第1号に規定する設定温度は，摂氏60度以下とすべきものである。
2　条例第10条の2第1項第2号に規定するあらかじめ設定する液面の高さは，加工対象物の上面から液面までの間隔が，50㎜以上となるよう設定すべきものである。
3　危険物保安技術協会では，条例第10条の2第1項各号に規定する構造も含め，放電加工機の安全確認のための試験を行っており，これに合格した製品には「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので，構造等の確認に際してはこれを活用することが適切である。
4　条例第10条の2第2項第2号に規定する「吹きかけ加工」とは，加工液中に没しきらない大きな加工対象物等について加工液を噴流により吹きかけながら加工を行うことをいい，この方法は，加工液への引火の危険性が極めて高いため禁止するものである。
　また，「その他火災の発生するおそれのある方法による加工」とは，加工液のタンクが空の状態の時に加工位置を決めるために行う空放電や，各種安全装置を取り外した状態で放電加工を行うことである。

第16　変電設備等

1　変電設備
(1) 条例第11条に規定する「変電設備」とは，電圧を変成する設備で，遮断器，変圧器，コンデンサ等の機器によって構成され，その全出力が20キロワットを超えるものをいう。
(2) 条例第11条第1項第1号に規定する「浸透するおそれのない位置」とは，建築物の構造と関連して判断すべきである。したがって，水の侵入または浸透に対して良好な構造のビルの地下室に設けても差し支えない。
　なお，地下室に設ける場合，火災時の放水または大雨による洪水等による水流が上階から流れ込まないよう配慮すること。また，変電設備のある室内に，水管，蒸気管を設けることは避けること。
(3) 条例第11条第1項第3号に規定する「有効な空間」については，第１.18及び19の基準を準用すること。
(4) 条例第11条第1項第3号及び第2項に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの（以下，条例適合品という。）」については，５に定めるキュービクル式の変電設備をいう。
(5) 条例第11条第1項第3号の2に規定する「建築物等の部分との換気，点検，整備に支障のない距離」とは，第1-16-1表によること。

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1m以上
点検面	0.6m以上
換気面（前面，操作面又は点検面以外の面で，換気口の設けられている面をいう。）	0.2m以上

第1-16-1表

(6) 条例第11条第1項第4号に規定する「換気設備」とは，強制換気のほか，室の開口部が屋外に面し，かつ，その開口部が換気に十分な大きさであること。

(7) 条例第11条第1項第5号に規定する「標識」は，条例施行規則第2条で定められている。
(8) 条例第11条第1項第9号に規定する「必要な知識及び技能を有する者」は，柏市火災予防条例に規定する必要な知識及び技能を有する者の指定（平成4年7月1日，柏消告示第1号）で定められている。
(9) 条例第11条第2項ただし書き及び条例第11条の2第1項第1号アに「開口部のないもの」とあるが，その開口部に防火設備を設けた場合は，開口部のないものとして運用すること。

2　内燃機関を原動力とする発電設備

(1) 条例第12条は，内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動力とする発電設備の位置，構造及び管理の基準について規定したものであり，固定して使用されるものをいい，搬送用発電機や移動用発電機は除外されている。

　なお，水力発電，火力発電，風力発電，太陽光発電等の発電設備及び電動発電機設備は，内燃機関を有していないので本条には該当しない。

(2) 条例第12条第1項第2号に規定する「防振のための措置」とは，発電機及びエンジンの存する床または台を建築物その他の部分と切り離すか，またはスプリング，砂，コルク等により振動を吸収する方法とする。
(3) 条例第12条第1項第3項に規定する「防火上有効な構造」とは，できるだけ可燃物に接近しないようにし，もし接近する場合は，遮熱材により可燃物を保護し，または高温の排気ガスが可燃物に吹き付けることのないような措置をとること。

3　蓄電池設備

(1) 条例第13条に規定する「蓄電池設備」とは，固定して使用され，蓄電池容量が10キロワット時を超えるもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定める「出火防止措置が講じられた蓄電池設備」以外のものをいう。

　なお，「出火防止措置が講じられた蓄電池設備」とは①過充電防止措置，②外部短絡防止措置及び③内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置の３つの安全要求事項を満たすものであり，具体的には以下の規格に適合する蓄電池設備である。

標準規格	同等以上の出火防止措置が講じられたもの	対象となる蓄電池
JIS C 8715-2	IEC 62619	リチウムイオン蓄電池
JIS C 63115-2	IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池

第1-16-2表

(2) 条例第13条第1項に規定する「開放形鉛蓄電池」とは，使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池が該当し，一般にベント式と呼ばれるものであること。
(3) 条例第13条第1項に規定する「耐酸性」の床上または台上とは，陶磁器，鉛，アスファルト，プラスチック，耐酸性モルタル等で作られ，または被覆されたものをいう。

(4) 条例第13 条第3項に規定する屋外に設ける蓄電池設備については，原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが，一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており，当該要件は蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第3で示す「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備」である。

なお，「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備」とは，具体的には以下の規格に適合するものである。

標準規格	同等以上の延焼防止措置が講じられたもの	備考
JIS C 4411-1 JIS C 4412 JIS C 4441	JIS C 4412-1 JIS C 4412-2 IEC 62040-1 IEC 62933-5-2	JIS C 4412-2 はJIS C 4412-1 で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。

第1-16-3表

(5) 蓄電池設備における標準規格への適合性については，第三者試験機関等により確認されたもののほか，メーカーや輸入代理店等が自ら所定の方法により確認したものでも差し支えないこと。

(6) 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合，蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので，蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第3に定めるものであるときは，当該箱ごとに条例第13 条に規定する「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。

4　出力の算定は，次によること。

(1) 変電設備

防火的に区画された室に設置された変圧器の定格容量キロボルトアンペアの和に第1-16-2表の係数を乗じて算定すること。この場合，主変圧器の二次側に接続される変圧器（同一区画内に設けたものに限る。）の容量は含まないものとすること。したがって，契約電力とは異なるものであること。

また，設置場所が異なるサブ変電所や各階に設けたEPS内に設置した変圧器は，設置場所ごとに出力算定を行うこと。

(2) 内燃機関を原動力とする発電設備

防火的に区画された室に設置された発電機の出力（キロワット）の合計とすること。

なお，発電機の容量がキロボルトアンペアで表されている場合には，発電機の力率（単相発電機では，力率を1.0，三相交流発電機では力率を0.8）を乗じること。

変圧器の定格容量の合計（ＫＶＡ）	係数
500未満	0.80
500以上　1000未満	0.75
1000以上	0.70

第1-16-4表

5　条例適合品

条例第11条第1項第3号及び第2項（条例第12条及び第13条によって発電設備及び蓄電池設備の基準にも準用。）に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」は，次の基準によること。

なお，蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については，出力が20キロワットを超える場合においても，独立の変電設備としてではなく，蓄電池設備の一部分として取り扱うことができる。

(1) キュービクル式変電設備

ア　キュービクル式変電設備とは，変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。

イ　キュービクル式変電設備の外箱の材料は，鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし，その板厚は，1.6㎜（屋外用のものは，2.3㎜）以上とすること。ただし，コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については，この限りでない。

ウ　外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には，防火設備を設けるものとし，網入りガラス入りの防火設備にあっては，当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ　外箱は，床に容易に，かつ，堅固に固定できる構造のものであること。

オ　電力需給用変成器，受電用遮断器，開閉器等の機器が外箱の底面から10㎝以上離して収納できるものとすること。ただし，これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては，この限りでない。

カ　外箱には，次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあっては，雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ｱ) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(ｲ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ｳ) ヒューズ等に保護された電圧計

(ｴ) 計器用変成器を介した電流計

(ｵ) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

(ｶ) 配線の引込み口及び引出し口

(ｷ) ケに規定する換気口及び換気装置

キ　電力需給用変成器，受電用遮断器，変圧器等の機器は，外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。

ク　配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は，金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

ケ　キュービクルには，次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(ｱ) 換気装置は，外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(ｲ) 自然換気口の開口部の面積の合計は，外箱の一の面について，当該面の面積の1/3以下であること。

(ｳ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては，機械式換気設備が設けられていること。

(ｴ) 換気口には，金網，金属製ガラリ，防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

コ　外箱には，直径10㎜の丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。また，配線の引込み口及び引出し口，換気口等も同様とする。

(2) キュービクル式発電設備

ア　キュービクル式発電設備とは，内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の付属設備，運転に必要な制御装置，保安装置等及び配線を一の箱に収納したものをいう。

イ　キュービクル式発電設備の外箱の材料は，鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし，その板厚は1.6㎜（屋外用のものは，2.3㎜）以上とすること。ただし，コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については，この限りでない。

ウ　外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には，防火設備を設けるものとし，網入りガラス入りの防火設備にあっては，当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ　外箱は，床に容易に，かつ，堅固に固定できる構造のものであること。

オ　内燃機関，発電機，制御装置等の機器が外箱の底面から10㎝以上離して収納できるものとすること。ただし，これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては，この限りでない。

カ　外箱には，次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあっては，雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ｱ) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(ｲ) 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管

(ｳ) 燃料の出し入れ口

(ｴ) 配線の引出し口

(ｵ) シに規定する換気口及び換気装置

(ｶ) 内燃機関の排気筒及び排気消音器

(ｷ) 内燃機関の息抜き管

(ｸ) 始動用空気管の出し入れ口

キ　屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。

ク　内燃機関及び発電機を収納する部分は，不燃材料で区画し，遮音措置を講じたものであること。

ケ　内燃機関及び発電機は，防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。

コ　電線等は，内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱措置を行うとともに固定すること。

サ　配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は，金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

シ　キュービクルには，次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(ｱ) 換気装置は，外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(ｲ) 自然換気口の開口部の面積の合計は，外箱の一の面について，当該面の面積の1/3以下であること。

(ｳ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては，機械式換気設備が設けられていること。

(ｴ) 換気口には，金網，金属製ガラリ，防火ダンパーを設ける等の防

火措置が講じられていること。

ス　外箱には，直径10㎜の丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。また，配線の引出し口，換気口等も同様とする。

(3) キュービクル式蓄電池設備

ア　キュービクル式蓄電池設備とは，蓄電池並びに充電装置，逆変換装置，出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものをいう。

イ　キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は，鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし，その板厚は1.6㎜（屋外用のものは，2.3㎜）以上とすること。ただし，コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については，この限りでない。

ウ　外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には，防火設備を設けるものとし，網入りガラス入りの防火設備にあっては，当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ　外箱は，床に容易に，かつ，堅固に固定できる構造のものであること。

オ　蓄電池，充電装置等の機器が外箱の底面から10㎝以上離して収納できるものとすること。ただし，これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては，この限りでない。

カ　外箱には，次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあっては，雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ｱ) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

(ｲ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ｳ) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

(ｴ) 電流計，周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計

(ｵ) サに規定する換気口及び換気装置

(ｶ) 配線の引込み口及び引出し口

キ　鉛蓄電池を収納するものにあっては，キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし，シール形蓄電池を収納するものにあっては，この限りでない。

ク　キュービクルの内部において，蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。

ケ　充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。

コ　蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

サ　キュービクルには，次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし，換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあっては，この限りでない。

(ｱ) 自然換気口の開口部の面積の合計は，外箱の一の面について，蓄電池を収納する部分にあっては当該面の面積の1/3以下，充電装置等を収納する部分にあっては，当該面の面積の2/3以下であること。

(ｲ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては，機械式換気設備が設けられていること。

(ｳ) 換気口には，金網，金属製ガラリ，防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

シ　外箱には，直径10㎜の丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。また，配線の引込み口及び引出し口，換気口等も同様とする。

第 17　急速充電設備

条例第 11 条の 2 に規定する「急速充電設備」とは，電気を設備内部で変圧して，電気自動車等にコネクターを用いて充電する設備で，その全出力が 20 キロワットを超えるものをいう。急速充電設備は「一体型」と「分離型」に区分される。

なお，分離型の急速充電設備について，消防法施行令第 13 条第 1 項及び消防法施行規則第 6 条第 4 項に定める電気設備が設置されている部分の床面積の算定に当たり，「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり，充電ポスト部分の床面積を含める必要はないこと。

1　条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する分離型の急速充電設備について，設備本体を屋外に設置し，充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能であること。この場合，条例第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の適用に当たっては，設備本体の設置場所により判断すること。

2　条例第 11 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「消防長が認める延焼を防止するための措置」とは，次の基準によること。

(1) 筐体は，不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で 2.0mm 以上，または鋼板で 2.3mm 以上であること。

(2) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。

(3) 筐体の体積 1 立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約 122 キログラム以下であること。

(4) 蓄電池が内蔵されていないこと。

(5) 太陽光発電設備が接続されていないこと。

3　条例第 11 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する「雨水等の浸入防止の措置」とは，筐体にあっては IP33 以上の保護等級（JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」）を確保していること。

4　条例第 11 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する「速やかに操作することができる箇所」とは，一体型の場合は設備本体，分離型の場合はコネクターや充電ポスト等に設けることなどが考えられること。

5　条例第 11 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する「衝突を防止する措置」とは，樹脂製ポールや鉄製パイプのほか，車止め等も含まれるものである。ただし，上記衝突防止策は，点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設置すること。

6　条例第 11 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する「操作に伴う不時の落下を防止する措置」とは，具体的には，充電用ケーブル部を保持する補助器具や，車両付近にコネクターを保持できる補助器具等の設置をいう。

また，同号ただし書きの「十分な強度」とは，操作に伴う不時の落下等による衝撃に十分耐えうる強度であり，具体的には急速充電設備のコネクターに係る規格（ChadeMO 規格，UL 規格等）に適合しているものをいう。

7　条例第 11 条の 2 第 1 項第 14 号に規定する「漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造」とは，具体的には，絶縁性を有する冷却液を用いたものや，液冷機構を内部基板等より低い位置に配置したものをいう。

また，同号に規定する「流量の異常」とは，冷却液が漏れること等により，流量が減少した状態を，「温度の異常」とは，冷却液が漏れること等により，充電用ケーブルが過熱し，冷却液の温度が上昇した状態をいう。

なお，充電用ケーブルを冷却するために用いる液体は，可燃性のないものを使用することが望ましいこと。

8　条例第 11 条の 2 第 1 項第 16 号に規定する火災予防上必要とされる蓄電池の基準は，次のとおり。

(1) 蓄電池の基準

ア　リチウムイオン蓄電池であり，かつ，日本産業規格 JIS C8715-2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第 2 部：安全性要求事項）に適合するものであること。

イ　電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用（リユース）する場合は，客観的評価により安全性が確認されたものであること。

(2) その他蓄電池に関する事項

ア　異常な低温について

条例第 11 条の 2 第 1 項第 16 号ウに規定する「異常な低温」については，低温下において，蓄電池の充電を行った場合，蓄電池の電極に析出する金属リチウムにより蓄電池内部で短絡が発生するおそれがあることから，「蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度」である。

イ　制御機能について

条例第 11 条の 2 第 1 項第 16 号エに規定する「制御機能」とは蓄電池が過充電，過電流，過放電，温度異常等の際に電流を制御する電子システム（ＢＭＳ：バッテリーマネージメントシステム）のことである。

9　条例第 11 条の 2 第 1 項第 16 号及び第 17 号に規定する「主として保安のために設けるもの」とは，停電時等に電気自動車等とコネクターの接続部分の制御を行うものなど，設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。

10　条例第 11 条の 2 第 2 項について，日常的な外観点検等のほか，消耗品の劣化や充電ケーブルの摩耗等による事故を防止するため，定期的な点検を行い，その記録については一定期間保存すること。

なお，急速充電設備は，電気事業法上の「自家用電気工作物」又は「一般用電気工作物」に区分され，自家用電気工作物に該当する場合には，法令による自主保安義務（電気事業法第 42 条）及び保安監督者の選任義務（電気事業法第 43 条）がある。

第 18　ネオン管灯設備

条例第 14 条に規定するネオン管灯設備とは，放電灯設備の一つであって，その管灯回路の使用電圧が 1,000Ｖを超えるものを対象として考えており，ネオン管，ネオン変圧器及びその他の付属設備で構成されたものをいう。

なお，ここで「ネオン管灯」という表現を用いているが，必ずしもネオン（Ne）のみでなく，その他種々の気体を用いたものも含まれる。

1　条例第 14 条第 1 項第 1 号に規定する「点滅装置」とは，単純な点滅のためのスイッチではなく，ネオン管灯設備が人々の注視を得るために，一定の周期をもって明滅するようになっている場合の明滅のための付属装置をいう。

「低圧側」とは，ネオン管灯設備の変圧器の低圧の方の回路のことであり，その電圧は普通は 100Ｖ又は 200Ｖである。

2　条例第 14 条第 2 項は，第 11 条第 1 項第 9 号の規定を準用したものである。この点検にあたっては，高圧側の配線について特に留意し，配線の被覆の破れ，高圧がかかっている金属の露出部と支わく等の接触のないように十分に点検しなければならない。

第 19　火を使用する設備に付属する煙突

建築基準法上では，煙突は，燃焼器具等に接続して設けられた排気筒のことを示し，室内を経由することなく燃焼器具から直接屋外へ排出できるものをいい，排気筒は，排出された室内の排ガスを室内の空気とともに排出するものをいう。条例第 17 条の 2 では，排気筒の区分はなく，すべて煙突の取り扱いとなる。

条例第 17 条の 2 第 2 項の規定については，建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項の他に，「煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏，天井裏，床裏等にある部分の構造方法を定める件」（平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1168 号），「建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件」（昭和 56 年 6 月 1 日建設省告示第 1098 号）等に定められており，これらの規定を満足していれば，この項の規定は適合しているものとして取り扱うこと。

第 20　火を使用する器具

条例第 18 条から条例第 22 条に規定する火を使用する器具とは，使用形態上移動可能なものをいい，移動式ストーブ，移動式こんろ等が該当する。

1　条例第 19 条第 1 項第 1 号については，底部への熱伝導を防止するためのものである。遮熱空間や砂等の厚さについて特に規定していないが，底面の温度が摂氏 80 度を超えないようにすること。

2　条例第 21 条第 2 項で規定する「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具」とは，電気あんか，電気毛布，電気足温器等をいい，これらは，ふとん，毛布等の可燃物と接触して使用するものである。このことから，条例第 18 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定を準用する他の電気器具とは異なり，同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定を準用することになる。

3　電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離の基準

条例第 21 条で規定する電気を熱源とする器具のうち，一般家庭で使用される調理用の設備及び器具とグリスフィルターとの火災予防上安全な距離については，「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」（令和 3 年 5 月 10 日消防予第 231 号）に定められており，この規定を満足していれば，基準に適合しているものとして取り扱うこと。

第 21　火を使用する設備等の設置届出について

条例第 44 条火を使用する設備等の設置の届出に規定する届出に該当するものは，次によること。

1　据付面積 2 平方メートル以上の炉

当該設備を据え付けた場合における水平投影面積が 2 平方メートル以上のもの

2　入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては，劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

温風暖房機（第 3 条の 3）は，その位置，構造及び管理の基準として第 3 条第 3 項を準用しているため，同一場所に 2 以上の温風暖房機を設置する際，屋内にあっては相互距離が 5 メートル以内，屋外にあっては 3 メートル以内に設置する場合は，当該機器の入力を合算して 70 キロワット以上になると届出の対象となるので留意すること。

3　入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備

給湯湯沸設備（第 8 条の 2）は，その位置，構造及び管理の基準として第 3 条第 3 項を準用しているため，同一場所に 2 以上の給湯湯沸設備を設置する際，屋内にあっては相互距離が 5 メートル以内，屋外にあっては 3 メートル以内に設置する場合は，当該機器の入力を合算して 70 キロワット以上になると届出の対象となるので留意すること。

4　ボイラー

入力 70 キロワット以上のもの

5　乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

入力 5.8 キロワットを超えるもの